

第3回茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会開催結果

- 1 日 時 令和7年5月14日（水）14時00分から16時00分まで
- 2 場 所 水戸三の丸ホテル 4階 ステラ
- 3 出席者 委員 9名
事務局 8名
市町村※ 28名（オブザーバー）
※ 東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、常陸大宮市、茨城町、大洗町、城里町、大子町
（東海第二発電所に係る原子力災害対策重点区域を含む市町村）

4 議 事

- (1) 検証に当たっての前提条件の整理及び検証の進め方
- (2) 各検証項目の検証内容及び視点
- (3) その他

5 結 果

- ・ 議論の結果、以下の3点が確認された。
 - ① 県が主体となり講じる必要のある対策を検証対象とすること。
 - ② 「PAZ約65,000人」と「県が試算したUPZの一時移転対象人数最大約105,000人」を避難・一時移転させるに当たって、県の方針・対策案が妥当か否かを検証していくこと。
 - ③ 検証に当たっては、事故の発生時期（正月、お盆など）・時間帯（昼間・夜間）などの前提条件や電気・通信の途絶などの不測の事態についても考慮すること。
 - ・ 県が提示した以下の五つの検証項目を基本として、次回以降、検証していくこととなった。
 - ① 住民への情報伝達
 - ② 防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策
 - ③ 住民の屋内退避への支援策
 - ④ 避難者の移動手段の確保方策
 - ⑤ 避難時間短縮のための対策
- ※ 必要に応じて項目の追加も検討

6 議事要旨

(1) 事務局説明

ア 議題1（検証に当たっての前提条件の整理及び検証の進め方）について

資料1～3に基づき、以下について、それぞれ説明した。

- ◆ 第2回委員会の結果概要（資料1）
- ◆ 検証する事故のケース、検証に用いる対象人数（資料2）
- ◆ 検証の対象・範囲、検証の主眼、検証の手法、検証に当たっての留意点（資料3）

イ 議題2（各検証項目の検証内容及び視点）について

資料4に基づき、以下の五つの検証項目における検証内容及び検証の視点について、それぞれ説明した。

- ① 住民への情報伝達
- ② 防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策
- ③ 住民の屋内退避への支援策
- ④ 避難者の移動手段の確保方策
- ⑤ 避難時間短縮のための対策

(2) 質疑応答・意見（○：委員、●：事務局）

ア 第2回委員会の結果（概要）について

- 資料1の書きぶりについて、注釈でPAZは区域内の全住民の避難を想定して検証する旨の記載はされているものの、本委員会がUPZの一時移転のみを議論しているように受け取られるのは好ましくないと思う。
- 本委員会ではPAZの約65,000人も含めて検証を行うということなので、資料を公表する際には、PAZについて注釈として記載するのではなく、きちんと本文に明記した方が、誤解が生じないと思う。
- UPZの一時移転については、実施するまでにある程度時間があるが、PAZの避難については、かなり時間がない中で実施しなければならず、両者は対応の難しさが違うので、そこはきちんと分けて検証する必要がある。県としては、まずPAZの約65,000人を確実に避難させ、その後にUPZの最大約105,000人を確実に一時移転させるという、段階的な対応について、それぞれの難しさを十分に把握した上で検証するというステップを踏まなければ、議論が適切に進まないと思う。

イ 検証に当たっての前提条件（検証に用いる対象人数）について

- 本委員会の検証の対象とする「住民」には、例えば観光客や帰省中の方も含まれるのか。

- 資料2「2 検証に用いる対象人数」の中には含まれていないが、そのような方々もすぐに帰宅することが困難な場合には避難の対象となるため、各対策の検証を進めていく上で考慮する。
- 検証に当たっての留意点にその旨を記載しておくこと今後の検証がしやすいと思う。
- 観光客など一時滞在者の対応については検討するものの、「検証に用いる対象人数」には含まれない理由については、きちんと記載していただくとよいと思う。

ウ 検証の進め方について

(ア) 検証の主眼、手法について

- 資料3の検証の進め方の中で説明があったが、書面により実施方法などを理解し、それに基づいて議論するのか、それとも、例えば県が要素訓練を実施し、その訓練内容を確認した上で、検証を進めていくのか。
- 県の対策案については、資料の形で取りまとめ、お示しする。
- 今後、様々な防災ツールが導入されると考えられるが、そうしたツールの扱いについても検証の対象に含まれるのか。
- 各検証項目の検証を進める中で、様々な防災ツールについても活用が今後想定される場合には県の対策案に盛り込んで示させていただく。
- 各施設の避難計画については、県からガイドラインが示されていると思うが、そういったガイドラインに従ったスキームが提示され、それに基づき要員や資機材などの準備状況を検証する、という理解で相違ないか。
- ご認識のとおり。
- 「対象人口の大きさへの対応の観点」が検証の主眼とある。確かに人口の大きさが課題であるのはそのとおりだが、県民から「こんなに多くの人数に対応できるのか」という意見があるので、その点さえ解決できれば全て解決できるかのような誤解があるような気がする。小規模であっても決まっていないことは多くあるのではないかと思うので、今後の検証においては人口の大きさだけに焦点を絞るのではなく、この点は意識しておく必要がある。
- 当地域の人口が非常に多いことから、規模への対応がメインの観点であることは間違いないが、一方で、訓練などを通じた要員の練度の向上や、より有効なツールを活用した効果的なオペレーションなどについても、各項目の検証の中で、県の方針や実施計画と合わせてお示ししたいと考えている。
- 本委員会では、原子力災害対策指針などに記載されている基本的なスキームに対し、県や他の行政機関などが保有する資機材や人員などが、災害対応の上で十分かどうかという視点で検証を行うのであって、災害時に実際に運用できるかどうかというところまで踏み込まないという理解でよいか。

- 例えば要員については、県や市町村のみでは不足することが初めから見込まれるので、どのように応援を要請するのかといったオペレーションの考え方も含めてお示ししたいと考えている。
- 防災行動の主体は住民や施設の入所者などであるが、社会調査結果などによれば、こうした方々に例えばO I Lのような基本的なスキームが十分に知られていないのが実情である。そのような実情は一旦置いておくとして、県としてそのスキームを運用できるか否か、また運用できない場合にどの程度不足が生じ、どのように補うかを検証したいということか。
- ご認識のとおり。
- そうすると、本委員会の検証結果としては、「県は、このスキームに基づきこのようなオペレーションが可能であり、このようなサポートがあれば実行できる。一方で、留保事項として、住民の認知度や施設の計画の整備状況については、今後の課題である」というような記載になるということか。
- そのように取りまとめられる想定。効果の検証については難しい部分もあるため、県としては、ある程度の不測の事態も想定し、方針やオペレーションの案をお示ししたいと考えており、それを超える事態が生じたときの対応については、今後の課題や論点として整理していただきたいと考えている。
- 資料4に検証項目①から⑤までのそれぞれの検証内容と検証の視点が記載されているが、本記載は、「事務局が提示する資料はこういう方針で作成するので、それに対して追加すべき視点があれば指摘いただきたい」という趣旨との認識でよいか。
- ご認識のとおり。今回提示した各項目の検証内容及び検証の視点は、現時点において事務局が考えているものだが、不足している視点があるのではないかとといったご意見もあると思うので、随時、本委員会でご指摘いただきたい。
- 検証作業については、何度か往復するという方針が示されたので、不足があれば再度議論していくことになると思う。
- 本委員会における検証では県の方針や対策の実施の考え方を議論することを主眼とし、効果の検証までは行わない、もちろんそこまではできないと思っているが、実際に県や各市町村において、現状どこまで対応が進んでいるのかという情報がなければ、本委員会において「これは検証すべき」、「今後更に検証すべき」という意見を述べるのが難しい。例えば、具体的に訓練を実施しているとまでは言わなくても、「これについては広報・啓発を実施している」とか、「屋内退避については、どこまで取組みが進んでいる」というようなことは、整理されていると、本委員会での検証に資すると思う。最終的に重要なのが、「現状で最も不足している点はこれだから、広域避難計画のこの部分を今後しっかりと取り組むべき」という結論に至ることだと思っているので、効果検証は難しいと思うが、実態は整理しておいた方がよい。

- 県の現時点での対策案については、整理した上で、項目ごとにお示しいた
い。
- スキームの検証、技術面の検証ということでよいと思うが、前提条件付きの
検証になるので、委員会に諮る際には、スキームを検証する上での前提条件を
明示してほしい。例えば「住民への情報伝達」に関しては、情報発信手段の多
くが停電したら使用できないため、「停電が発生していない場合」という前提
がないと検証できないし、「避難用バスの確保」に関しては、路線バスを止め
て確保するのか、あるいは運行を維持しつつ確保するのか、という前提がない
と検証できないので、対策案を示す際に、あらゆる状況を前提とする必要はな
いと思うが、前提が明確でないと、何を検証したのかが分からないため、そこ
をはっきりさせていただきたい。

(イ) 住民の属性について

- 資料3「1 検証の対象・範囲」に「要配慮者」との記載があるが、この文
脈では施設敷地緊急事態要避難者のことを指しているのではないか。
- 簡易な表現としているが、正確には施設敷地緊急事態要避難者である。
- 両者は対象とする範囲が異なるので、そのように記載しておいた方がよいと
思う。
- 資料3「4 検証に当たっての留意点」に「避難者の属性も考慮する」とあ
るが、医療機関、社会福祉施設、在宅、学校、一般住民など、属性は具体的に
決まっているのか。
- 属性に「要配慮事項の有無」と一括りに記載したが、医療機関の入院患者、
社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者、児童・生徒など、避難者ご
との属性をそれぞれ踏まえた上で検証を進めていく。

(ウ) 計画の策定状況との関係について

- 様々な施設からの避難や在宅の避難行動要支援者の避難について、それぞれ
の避難計画を作成するためのマニュアルなどは県で作成していると承知してい
るが、各施設の避難計画や個別避難計画が実際に作成されているかどうかにつ
いては、本委員会で取り扱うのか。
- 医療機関や社会福祉施設の避難計画、個別避難計画については、県の保健医
療部や福祉部がガイドラインを示し、策定を働きかけているところ。現状、策
定率は100%にはなっていないが、このような状況も含め、委員会の中で説明
したい。
- 災害時にマニュアルやガイドラインに書いてある対応がきちんと実施できる
ことを前提として検証を行うということと理解した。また、県広域避難計画に
は「今後の課題」として、避難退域時検査体制や安定ヨウ素剤の配布体制、複

合災害への対応などについて検討を進めると記載があるが、これらの課題はどのように扱うのか。

- 県広域避難計画中の「今後の課題」は、策定した時点で対応方針が定まっていなかった事項について整理したもの。この中には、既にある程度対応できたものや、今後の検討課題としているものがあり、こういった状況も合わせて説明したい。
- 今後の検証において、事務局から提示される各検証項目の県の対策案の中で、課題のうち解決されたものは示され、今後の検討課題は留保事項として記載されるということか。
- ご認識のとおり。
- この委員会は県の検証委員会なので、計画や対策が100%になっている前提ではなく、計画の策定率や対策をどのように高めていくか、といったことも含めて検証できるとよいのではないか。

(エ) 検証の範囲について

- 資料3「1 検証の対象・範囲」に、検証の範囲は「30km圏外への離脱完了まで」とあるが、県の広域避難計画には、避難退域時検査の実施、避難所の開設、避難状況の確認なども含まれている。今回の検証項目に避難退域時検査が含まれていないことに疑問を感じていて、それは検証の範囲を「30km圏外への離脱完了まで」に限定したことから検証項目から除外したという整理なのか。
- 資料では検証の範囲を「30km圏外への離脱完了まで」と記載しているが、UPZの住民が一時移転する際にはもちろん避難退域時検査を実施するため、「避難退域時検査場所を通過し、かつ、30km圏外への離脱を完了するまで」というのが正確な表現である。
- つまり検証項目の中に避難退域時検査の実施も含まれているということか。
- 検証項目の中には避難退域時検査についても織り込まれており、例えば、「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」では、検査要員や検査用資機材の確保についても検証する。また、「避難時間短縮のための対策」においては、避難退域時検査のオペレーションや検査場所の設置方針などを、時間短縮対策の主軸として議論いただくことになる。
- 避難退域時検査は検証対象に含まれるとして、検証の範囲を「30km圏外への離脱完了まで」とする場合、避難先での避難生活などは検証の対象外とするとしても、どこを避難場所とするかといった点や、避難所が確保されているかといった点は、検証の対象とするのか。
- それらの点については、今回の検証の対象には含めないと考えている。避難計画においては、避難先を指定し、避難経路も記載することとなっており、各市町村においては、避難所の運営は重要な課題ではあるが、本委員会の検証の

目的である原子力災害対策指針に基づく被ばくの影響の回避又は無用な被ばくの回避といった観点から、まずは30km圏外への離脱を円滑に実施できるかどうかといった点を主眼とする。

- 緊急時対応でも同様であるため、避難生活まで検証の対象に含める必要はないと思うが、人数分の避難所の確保については、検証の対象に含めるのか。
- 現在調整中ではあるが、各市町村の避難計画では住民全員分の避難所を確保することになっている。こうした避難計画に基づくオペレーションという意味では、例えば避難所を運営する要員については「防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策」に含まれるが、避難所の具体的な運営方法や、長期化する避難生活の在り方などについては、初期対応段階の防護措置に関する部分ではないため、本委員会の検証の対象には含めないと整理している。
- 避難先が確保されている前提で議論するということか。
- ご認識のとおり。

(オ) 複合災害の考慮について

- 資料3「4 検証に当たっての留意点」に「地震など自然災害との複合災害の可能性を考慮する」と明記されており、最終的には当然そうすべきだと思うが、いきなり複合災害時の避難計画から作成を始めるようにも見受けられ、それは現実的ではない。複合災害については最終的に考えるが、検証に当たり不確定要素が多いため、まずは確実に対応できる部分から段階的に進めるというステップが必要ではないか。
- 本委員会は「原子力災害時の避難計画に係る検証委員会」なので、原子力災害特有の防護措置についても、オペレーションが実施可能かどうかという基本的な部分について、依然として課題があるのが現状ではあるが、そうした基本形を押さえつつ、一方で原子力事故は地震などの自然災害に起因する可能性が高いと考えられているため、自然災害が発生しているという前提を考慮した上で検証を進めていきたい。
- まずは原子力災害の単独災害をベースに検証すべきと思う。その上で、地震だけでなく大雨や大雪など様々な自然災害もあるので、そのような自然災害なども含めて順次検証していくという手順が望ましいと思う。また、避難時が昼間か夜間かによっても対応が大きく異なるため、こうした条件も踏まえた手順を示していく必要があると思う。
- 「地震など自然災害との複合災害の可能性を考慮する」と記載したが、基本は原子力災害への対応としつつ、地震などの自然災害との同時発災も可能性は排除できないという意味で書かせていただいた。複合災害への対応をどのように対策案に盛り込むかについては、例えば避難対象者の人数を多く見積もるといったことも考えられる。一方で、地震や風水害でどの道路が通行不能になる

かといったことや、どの河川が氾濫するかといったことを想定する場合、ケースは非常に多岐にわたるため、どのように整理するかについては今後検討したい。

- 本委員会での検証はあくまでも原子力災害の単独災害が基本であり、資料中に留意点として記載のある地震などの自然災害との複合災害の可能性については付加的に考慮するという認識でよろしいか。
- ご認識のとおり。

(カ) 検証項目について

- 検証項目として①から⑤まで挙がっているが、「この5項目だけで本当に大丈夫なのか」という質問が必ず出てくると思うので、6番目として「その他県民の安全に関わる事項」を加えるべきと思う。県として県民の安全に関わる重要な事項は検証から外さないという姿勢を示す上でも、大事なことは「その他」として今後拾えるようにすべき。具体的には今後の検証の中で考えていけばよいと思うが。
- 資料3「1 検証の対象・範囲」に、「検証作業の過程で必要に応じ項目の追加も検討」と記載されているが、この記載だけでは不十分か。
- 委員の意見の趣旨は、検証結果を県民にどのように示していくかという問題意識だと認識した。当然、検証項目を今後追加することも検討するが、一方で現時点の五つの検証項目についても、どのように県民に示して避難対策の安全性について確認していただくかという議論を予定しているため、こうしたプロセスとして考えていきたい。
- やり方については、県としての立場もあるので、それを踏まえて進めていくのがよいと思うが、防災は細かく分けした見方が難しい分野なので、検証に当たり「県が最も重視しているのは県民の安全確保である」というメッセージを伝えることが必要ではないか。一度に全ての検証はできないので、まずはこの五つの項目から取り組むというメッセージであればよいと思うが、現在認識している課題を潰していけば安全が確保できるかのような誤解を与えるのは避けたいので、検証に当たっての基本姿勢や手順をしっかりと説明することが大事だと思う。最初に「県民の安全確保を基本とする」といった趣旨の文を盛り込んでもよいし、検証項目に「その他県民の安全に関わる事項」を追加すれば、今後県民からの質問があった際に「それは6番目の項目で検証します」といった形で対応できるため、柔軟性が高まるのではないかという趣旨である。
- 資料3「1 検証の対象・範囲」に、「住民への被ばくの影響を回避又は無用な被ばくを回避させることを目的として」と記載されているが、これでは不十分ということか。
- 例えば、災害時にはフェイクニュースによる混乱が生じることもある。原子

力災害では、被ばくのリスクだけでなく、様々なフェイクニュースが発生し、慌てて避難することで事故が発生したり、経済的な混乱が生じたりする可能性もある。こうしたことに対する対策については、まだ十分に検討されていない。被ばくはしなかったとしても、屋内退避中に熱中症になったり、持病が悪化したりするなど、様々な問題が起こり得る。放射性物質からの安全確保は非常に重要な要素であるが、県民の安全を守る対象は被ばくだけに限らないので、特に屋内退避については、そのような多様なリスクにも目を配る必要がある。屋内退避は被ばくから身を守る手段であるが、家の中で過ごすことによって生じる様々な問題にも対応しなければならない。屋内退避の支援を考える際には、こうした点まで含めて検討する必要があるというメッセージでもある。

- その点については、「住民の屋内退避への支援策」に含めるということか。
- そこに含めるか、あるいは6番目の検証項目「その他」として拾えるようにしておく方がよいのではないか、という趣旨。現段階で細かい話に入りすぎると、議論がどんどん広がってしまうため、そうした点もカバーできる構造を持っておいた方がよいのではないか、という意味である。
- 委員の意見は、新たな質問が出た場合に備えて、6番目の検証項目として設けておくという趣旨であると受け止めた。事務局案では「必要に応じ項目の追加も検討」として新たな課題が生じた場合にも対応できるようにしているが、当初から6番目の項目として設けておくことで、県民から様々な意見があった場合にも「それは検証項目⑥で議論する」と説明できるという趣旨との認識でよいか。
- 検証項目の並べ方自体が、防護措置に係る技術的要素が先に立っているように正直見える。例えば、「住民への情報伝達」で本当に大事なものは、住民が確実に情報を受け取り、理解して適切に行動できる状況を整えることであるが、情報伝達を実施する主体である行政の業務内容として書いてある点が気になっている。検証の視点としてはこのように記載しているが、検証の趣旨として「住民の安全を基本として考える」というメッセージが必要ではないか、という趣旨である。
- 避難計画そのものに「県としては県民の安全を第一に考えている」といった前文があるのであれば、それが前提にあることは県民にもなんとなく伝わると思うが、この資料が単独で公開される場合には、委員から指摘のあったように、そうした前提が伝わらないと思うので、どのような形で公表するかについて、ぜひ検討していただきたい。
- 避難計画自体は具体的な避難先や避難経路などを定めたものであり、そのような前提を記載していないが、防災基本計画や災害対策基本法の目的として、当然住民の安全確保が大前提にある。検証においては、それを実現するための手法をメインに議論する想定であったが、検証に当たり県民の安全と言った前

提についても改めて示しておくことも一つの方法と考えている。検証結果の最終的なアウトプットの段階で、県民への示し方についても議論していただく予定であり、今回のご指摘はそこにも関連してくると思うので、そうした点も含めて検討したい。

- 原子力防災に関して、県がこうした検証を行うことは、県民の生活や安全を守るという、行政の存在意義そのものであると思う。どのように資料に記載するかという問題かと思うので、県において検討の上、どのように示すかというところを確認いただければと思う。

エ 各検証項目について

(ア) 住民への情報伝達について

- 資料中では前提条件としていないが、検証に当たり住民の予備知識をどの程度想定しているか。県が啓発的な活動を行っており、「避難指示対象外の住民は指示に従ってしばらく屋内退避している」ということを想定してよいくらいの周知がなされているとか、そうした前提も対策の検証に当たり、非常に影響するのではないか。そのあたりはどのように考慮するのか。水道の蛇口を捻って出てくる水は飲んでよいのかなど、屋内退避中の住民の不安の問題も、事前の情報に大きく依存するのではないか。
- 住民の認知度は様々であり、市町村によって、そもそも自分が住む地域がPAZなのかUPZなのかということを知らない方もいるし、地区がPAZとUPZに分かれる市町村もある。また、自分の住む地区がUPZに属していることを知っていながら、いざ原子力災害が起きたときには、本来避難するタイミングに従わずに避難してしまうといったことも想定されるので、ある程度の割合でそういった方が発生することは織り込んだ上で、避難時間の推計やそのための対策は考え方としてお示ししていきたいと考えている。
- 事前に避難してしまうと、避難者が増えて混乱をより大きくする方向に効いてしまうので、それをどこまで許容できるのかとか、想定外の避難者がある程度多くなると破綻するため屋内退避をお願いするとかも、事前の啓発としてはあり得ると思うので、そこもチェックした方がよいのではないかな。
- 例えば避難時間推計調査においては、内閣府のガイドラインにおいて想定する自主避難率の割合が示されている。その上で、それでも破綻するようであれば、どのようにしてそれを抑制していくのかといった対策も含めて、本委員会において検証いただきたいと考えている。
- 委員が言っているのは、事前広報が十分にできているかどうかを検証すべきではないかということと思う。想定外の避難者の発生を条件として加えるのは当然として、住民にきちんと事前広報を行っているのかということも検証対象になるのでは、ということではないかな。

- その点については、前回の委員会でも複数の委員からご意見を頂いたと思う。今回「住民への情報伝達」という形でまとめたが、当然、平時の情報発信、それから発災時の情報伝達といった形でフェーズが分かれると思うので、そのような形でお示ししたいと考えている。
- 住民への情報伝達の前に、原子力事業者から国へ情報が入るが、そこが正確に伝わるかどうかというところについては、本委員会の検証対象外であると思うが、訓練では必ず住民の方から意見が出るので、一言触れておいた方がよいのではないか。避難指示を発出するに当たっては、原子力事業所の発災情報のみならず、屋内退避を継続できるか否かといったライフラインの状況も判断の一つになると思う。ライフラインの状況がどこに報告され、どこで判断し、避難指示が決定されるのかといった、住民へ伝達する前の段階の情報を、本委員会でもどのように整理していくのか。
- 25年前とは状況が異なると思うが、JCO臨界事故の時に、原子力事業所からきちんと情報が伝わらなかったという問題は、茨城県で実際に発生した事なので、原子力事業所からの情報伝達についても、検証項目①「住民への情報伝達」の中に含めるべきだと思う。また、ライフラインなどの状況も、屋内退避などに関わる重要な情報であるので、どのように状況を把握するのかといったことについては、検証の視点として明確に記載した方がよいと思う。
- 住民への情報伝達は、避難指示や屋内退避の指示の発出がメインだと思うが、一方で、避難中の住民への伝達内容や、避難先に到着した住民への伝達内容なども、その際の伝達手段も含めて議論してもよいと思うが、いかがか。
- 自宅にいるときには防災行政無線などから情報を受け取れるが、避難中にどのように情報を受け取るかといったことは課題と考えており、そのためのツールや発信の在り方についても、幅広くご議論いただきたいと思う。

(イ) 防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策について

- 検証の視点に「資機材数が不足する場合の確保の考え方」という記載があるが、他の項目では不足について触れられていないのに、なぜこの項目だけに盛り込まれているのか。
- 「資機材の不足」とは、県や市町村の資機材の保有数は、ある程度他地域からの応援で資機材が搬送されることも前提にしているという意味との認識でよいか。
- 実際に使用するまでにある程度時間的余裕がある資機材については、他地域から一定数が搬送されることも前提に、想定される必要数量の全てを県内に備蓄していないものもある。このような想定が適切かどうかについて、ご意見を頂きたいと考えている。

- 茨城県は原子力事業所が多くあるので、事業者間で各種協定が締結されている。そういった協定に基づき、緊急時に何人の要員を動員してもらうなどの計画があると思うので、まずはその計画を示していただき、十分か否かを検証することもあるかと思う。
- 例えば、避難退域時検査の要員は、電気事業連合会からの応援も想定しているが、どの機関に要請して要員を確保するか、といった考え方をお示しした上で、ご議論いただきたい。
- 「防災要員の被ばく線量限度と線量管理の考え方」という記載があるが、基本的には各要員が所属する機関において線量管理を実施すると思う。ここで議論するのは、県や市町村の職員の線量管理の考え方という認識でよいか。
- 県職員や県が協力を要請した機関の職員など、県が線量管理を実施する対象の要員の線量限度の考え方についてお示しすることを考えている。
- 組織によっては、被ばく線量限度について明確な指針がない場合があり、考え方を示すのであれば、区別して丁寧に議論しなければならないと思うので、検討が必要だと思う。
- 災害時には、住民が避難済みか否かを確認する業務があり、相当負担の大きい業務だと思う。個別訪問や電話による確認、スマートメーターを用いた確認方法なども考えられるが、こうした業務は今回の検証の対象に含まれるのか。
- 福島の実例では、市町村職員に加え、警察、消防、自衛隊などの実動組織が臨戸し、避難完了を確認した。どの程度の人員を確保するか、といった点であれば「防災業務にあたる要員の確保方策」に、住民の避難確認が可能なツールがあれば、「住民への情報伝達」にも関わってくると思われるため、このあたりを含めて、ある程度示すことができると考えている。
- 本委員会の検証の範囲を、初期対応段階の防護措置に関する部分とするのであれば、避難済みかどうかの確認が実施されるのは初期対応段階ではないと思われるため、含まれないと思う。そのあたりを検証するかしないかは、はっきりさせておいた方がよい。

(ウ) 住民の屋内退避への支援策について

- 検証の視点として、「屋内退避の解除や避難への切替えの考え方」とあるが、これは県の検証事項として扱えるのか。国から解除の指示が出た場合、どのように解除していくかという論点はあると思うが、本委員会でそこまで議論できるのか。
- 屋内退避の解除や避難への切替えは、国の指示によるものであるが、実際に地域住民が屋内退避を実施する際にはポイントとなるため、記載した。国から解除などの指示が出た場合、県としてどのように対応するかということが対策に含まれると考えている。

- 国でもまだ明確にしていないが、屋内退避時には必ずしも24時間家に籠っていないといけないわけではなく、必要最低限の外出はできるといった、屋内退避時にどのように生活すればよいのかといったことに関する県民への周知は、検証の視点に含めなくてよいのか。
- ご指摘のとおり重要な視点だと思うので、検討してまいりたい。
- 屋内退避の解除については、国の指針やモニタリング結果などに基づくものであるが、一方で避難に関しては、例えば地震との同時発生などの問題を含め、市町村が判断する場面も想定され、その場合、県としてどういう方針を示すのか議論しておかなければならないと思う。国は自然災害と原子力災害の同時発災の場合、「基本は命を守ることを優先」としており、その部分は、県や市町村に委ねられていると思うので、考慮した方がよい。例えば、屋内退避の指示が出ているときに水害が発生したら、国ではなく市町村が対応を考えなければならないので、そこは、どのような方針で対応するのかを考えておいた方がよいと思う。
- 国の「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」の報告書取りまとめに当たり、自治体に意見照会があり、県や市町村では、避難への切替えや外出の基準などの実際の運用を考えたときに、難しいとか、ここまで明確に示すべきだといった意見を提出した。そういった県の考え方も含めて、県の方針としてお示ししたいと考えている。
- 屋内退避の解除や避難への切替えの判断について、国のERC（緊急時対応センター）において大筋の考え方を示して、国の本部から自治体の災害対策本部にこういう方針でよいかと照会があり、自治体はその準備ができているとか、環境が整っていないとか、そういったことを踏まえ、これはできませんとか、これはできるとか、そういう判断のプロセスがあると思う。国からこうした照会があったときに、どういうことをチェックして、県としてその方針の是非を判断するのか、といったことを議論するという認識でよいか。
- 避難に切り替える際の課題について、どのように判断して国に示すかといった県の考え方をご議論いただきたいと考えている。

(エ) 避難者の移動手段の確保方策について

- 「避難者の移動手段の確保方策」の検証の視点として、効率的な配車の在り方をシステムで行うということだが、前提として、バスがどこから配車されて、運転手も足りない中で、どのような前提条件を置くのかが非常に大きいと思う。有事の際にどのような業務を行うかについてバス会社と県あるいは自治体が協定を結んでいるかいないかによっても全然違う。そういうところをどこまで行政として準備ができている、もしくはいざという時まで準備できるか、改定できるか、こういうことを議論するきっかけでもあるかと思う。

- 住民の属性に応じて、例えばバスであるとか、もしくは福祉車両といった様々な移動手段の確保を考えており、例えば他地域では、バスについては指定地方公共機関にもなっている県のバス協会に要請して配車してもらうとか、福祉車両についても協定ないし、そういった要請に基づいて配車してもらうといったことを想定しているが、こうした取り決めの有無も含め、県の方針として説明していきたい。
- 様々な指定公共機関や民間企業が大きな役割を果たさなければ、円滑な避難の実施は困難であると考えている。これらの機関が十分に機能しない場合には、行政が代替するというのが基本的な考え方と思うが、一方で、行政では代替できない部分も必ず生じると考えられるので、行政で対応可能な部分と民間に依存せざるを得ない部分とを明確にできるとよい。
- バス事業者に配車を依頼する際に、バスの営業所がどこに位置しているかという情報も検討に加えるとよいと思う。営業所が配車する方向に存在しない場合には、対応が厳しくなることも想定されると思う。
- 避難行動要支援者の観点、例えば聴覚に障がいのある方や理解することが難しい方に対する情報伝達の方法、避難の際に医師の付き添いが必要な方への対応、搬送時に医療機材の持参や電源確保が必要な場合など、それぞれの状況に応じて配慮事項や搬送手段が異なるため、避難者の属性ごとに避難に及ぼす影響や必要なケアについて、できれば専門家から意見を頂けるとよい。
- 避難行動要支援者への対応についても、今後、各検証項目の中で検討していきたい。

(オ) 避難時間短縮のための対策について

- 「避難時間短縮のための対策」として、例えば、アメリカのハリケーン対策で、通常は上下線で運用している道路を、緊急時には一方通行にするという運用があるらしいが、それと同様に避難する方向への一方通行規制を掛けるというようなアイデアも検証に含むのか。
- 時間短縮のソリューションとして、それが一番効果的であるということであれば、そのような提言を頂ければと思う。

(カ) 検証の前提条件について

- 不測の事態が発生した場合の対応について検証の視点として設けるかどうかは重要な点である。前提条件付きで検証するのであれば、「前提条件を超えたり外れたりした場合にどのように対応するかをあらかじめ決めているかどうか」といった観点で検証することも可能だと思うが、どう考えるか。
- ある程度不測の事態も織り込んだ上で、方針をお示ししたいと思っている。例えば、防災業務にあたる要員については、参集できない職員が発生する可能

性もあり、確保する方針の要員数がどのくらい予備の人員を見込んだ人数なのか、あるいは必要最小限の人数であるのかといったところの考え方をまずはお示ししたい。その上で、想定を超えて更に多くの職員が参集できなかった場合など、全てのケースに対応するのは難しい面もあるが、ある程度の不測も織り込んだ方針をお示しし、ご議論いただきたいと考えている。

- 例えば、「住民への情報伝達」に関して、電気や通信が途絶えないことを前提として検証を行うことも可能だが、「途絶えない前提で検証することに意味があるのか」と問われた際に、どう答えるべきかが悩ましい点である。「ある程度の不測は織り込む」と回答いただいたが、どの程度か。現段階では、まだ何も方針が示されていない段階であるため、これ以上議論を深めても仕方がないとは思いますが、最終的に結果を公表する際には必ず指摘される点であると思う。したがって、検証結果を公表する際の留意点として、こういった前提条件を明確にする必要がある。
- 前提条件は、肝となる部分だと思う。全ての通信が途絶するわけではないとしても、例えばモニタリングポストの一部の欠測はある程度前提として検討するなどの条件設定は、実際の災害時の状況を想定する上で重要であり、具体的な検証を進める中で、議論を重ねていく必要があると思う。
- 検証の中で議論していくしかないと思う。今前提条件を決めて、それ以外は全く考慮しないとすると、最終的に不十分な検証と言われる可能性があるため、留意する必要がある。一方で、最近の災害で実際に発生した事象は確実に含める必要がある。例えば、能登半島地震では1月1日に発生したので通常よりも多くの住民がいたというような状況は考慮しないわけにはいかないと思う。こうした点をしっかり考慮した上で検証を行い、最終的なレポートに反映させる必要がある。
- 今のところはとても大事だと思う。リスクマネジメントの基本にも、その適用範囲を明確にするというのがあるので、最終的に避難計画にどこまで盛り込むかという話と、今回検証する内容の範囲は必ずしも一致しないと思うが、少なくとも、検証の範囲は明確にしてほしい。その上で、委員会としては、検証範囲に関する意見や追加意見を述べることになると思う。「当面はこれだけ検証しておけばよい」という話ではなく、どこまで検証できているかを検証委員会としてしっかり確認しながら進めていきたい。
- 前提条件を整理するということと思うが、日時については能登半島地震を踏まえた正月や、去年の南海トラフ地震臨時情報を踏まえれば8月のお盆の時期など、どこまでを検証に含めるかが重要なポイントであると思う。例えば、東日本大震災では、金曜日の業務時間中で多くの人が昼間に活動していたこと、また、卒業式で子どもたちが早く帰宅していたために、犠牲になったということもある。一般論を考えるのも重要だが、今後こうした具体的な事象を考慮し

なくてよいということではないと思うので、どこまでを前提条件に含めるのかは、整理しておいた方がよい。

オ まとめ

- 本日は、検証に当たっての前提条件や検証の進め方について議論を行った。実際の検証を始めるに当たり、各委員から前提条件についていくつか意見があった。確認になるが、1点目として、実態についてはきちんと踏み込んで確認を行うが、実効性や効果検証の段階までは踏み込まないで議論するという点については共通理解が得られたと思う。2点目としては、日時や条件など、今回の検証の適用範囲をきちんと考えた上で、どのように想定していくかということもきちんと確認した上で議論するというようなことも重要なポイントであると思う。3点目としては、あくまで本委員会の検証対象は、県の対応についてであって、もちろん住民の実際の行動も議論したり、各医療機関や学校の避難計画を確認したりすることは必要だと思うが、検証すべきことは県の対応であるということが、共通理解として得られたと思うが、間違いないか。
- 実効性に踏み込まずに検証を行うとすると、枠組みの十分性の議論になるのか。このスキームが機能するかどうかは、様々な条件によっても左右されるが、このスキームで効果があるということを言わないと、検証にならないのではないか。
- 効果検証は行わないとするくらいか。
- 県としては、ある程度有効に機能すると考えられる対策や方針などをお示ししたいと思っており、それをご議論いただきたい。ただ一方で、実際に発災したときの効果検証は難しいので、行えないと考えている。
- 確かに効果を保証することはできないのは当然だが、こういうスキームによって、こういうことが期待できるという効果は見ないといけないのではないかと考えていて、その検討はしないと、スキームの検証にはならないような気がする。
- 県が考える対策について、抜け落ちている視点はないかとか、実効性の観点からこういう視点があるのではないかなどを網羅的にご指摘いただきたいと考えており、ご指摘に対する対応もお示ししたい。
- 本委員会では、課題をきちんと整理して、検討すべき点を明確に指摘することを行い、それに対する県の対応方針に関して、どこまで実際の災害時に効果があるかどうかまでは検証できない、ということだと理解した。
- 課題の論点を整理するのは間違いないと思うが、本委員会における検証のポイントは、実行可能かどうかではなくて、県の対応方針や項目が妥当であるかどうかを議論するということでよいか。
- 項目が妥当であることと実行可能性は切り分けられると思うが。

- 県としては、実行可能であると考える対策をお示ししたいと考えている。そうした県の対策がきちんと機能するかどうか、県としては機能するつもりで方針などをお示しするつもりだが、その視点や論点が偏っていないかとか、他に視点があるのかどうか、というところを網羅的にご議論いただき、抜け落ちた視点については対応していきたい。また、今後の課題を洗い出していただければと思う。
- 現状の県の対策が妥当であるかどうかを検証するというだけでよいか。
- 県としては、ある程度の冗長性やバッファーを持たせた上で一定の合理性があると考える方針・対策をお示ししたいと考えている。不測の事態が起きたときの視点もあるかと思うが、県としては、実現可能な対策をお示しするイメージ。
- 県の対策が妥当であるかどうかを検証していくということだと理解した。自然災害では、実際に起こってしまったら、とにかく助けに行くとか、時間を越えたとしても救助に行くというのは、当たり前なこと、本委員会においては、実行可能性だけを議論するだけではない話だと思う。あくまでも県の対策が妥当であるかどうかを検証していくということであり、このあたりがポイントになるかと思うので、次回までに整理したい。
- 各検証項目の内容や視点について、事務局案に加え、委員から様々なご意見を頂いた。委員から頂いた意見も踏まえた上で、整理していきたいと思う。これまで3回にわたって議論してきたが、入り口になる議論まではできたと思うので、次回以降、この五つの検証項目について、また、六つ目の項目があるかどうかも含め、個別の項目の検証に入りたいと思う。